

# 京極町農業委員会総会議事録

(第4回令和5年12月21日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月21日 午後1時30分から1時50分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 ( 9 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也

4. 欠席委員 ( 2 人)

6 番	熊谷 聡
11 番	船場 茂

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

粥川代理

これより第4回京極町農業委員会総会を開会いたします。

12月に入り、暖かい日、寒い日といろいろな気温の日がありました。風邪をひかれた方がいますが、残りの日も体調に気をつけて下さい。本日も議案がありますので、ご審議をお願いいたします。

事務局長

本日、6番熊谷委員、11番船場会長は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は会長が欠席となっていることから、会議規則第6条第1項により会長不在の際は会長職務代理者がその職務を代理することとなっておりますので、以降の議事の進行は粥川会長職務代理者をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、7番行天委員、8番堅田委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

**【報告第1号、朗読】**

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第3回京極町農業委員会総会を、令和5年10月26日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、後志地方農業委員会連合会管外視察研修が、11月1日から2日に新篠津村、当別町、江別市を視察先として開催され、船場会長、粥川会長職務代理者、清本委員、熊谷委員、事務局が出席しております。

3、新任農業委員等研修会が、11月24日に倶知安町で開催され、森委員、堅田委員、事務局が出席しております。

4、同日、地区別農業委員等研修会が、俱知安町で開催され、船場会長外委員9名、事務局が出席しております。

5、農地法第3条調査を、11月29日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

6、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、12月5日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、農地法第3条調査を、12月6日に船場委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

それでは、日程第3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

**【農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書朗読及び説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和5年12月21日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書2ページをご覧ください。

番号1。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、雑種地、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、解約日、通知の年月日ともに令和5年12月5日。当初の契約。平成29年1月30日から令和9年1月29日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号1について、別の認定農業者との間で新たに賃貸借契約を結ぶための解約となります。当該案件において、通知年月日より6ヶ月以内に土地の引渡しが行われ、農地法第18条に基づく書面による合意解約がなされておりますので、同条第1項による許可を要しないものと考えます。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定致しました。

続いて、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案書に基づいて許可申請の内容について朗読及び説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から、農地等の使用貸借の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和5年12月21日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲年金受給継続のため。土地の引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号2。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、有限会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲年金受給継続のため。土地の引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号3。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲年金受給継続のため。土地の引渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1から3について、議案書の7ページ、8ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書9ページから11ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 只今の事務局の説明に関連して、番号1番から3番を小山委員より、報告をお願いいたします。

小山委員 番号1番、2番について、議案書7ページの調査書のとおり、11月29日に調査しました。経営移譲年金受給継続のため、使用貸借契約を更新するものであり、問題はないと思います。

番号3番について、議案書8ページの調査書のとおり、12月6日に調査しました。経営移譲年金受給継続のため、使用貸借契約を更新するものであり、問題はないと思います。  
以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

清本委員 1番について、所有者が2名いますが、共有地ということですか。

事務局 そうです。

行天委員 他にも共有地の畑はかなりあるものなのか。

事務局 あまり無いと思います。

議 長 他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定致しました。

それでは、日程第5、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書12ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年12月21日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっております、利用権の設定の計画が1件です。

それでは、議案書13ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇株式会社。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、雑種地、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和5年12月22日。終期、令和15年12月21日。期日、令和5年12月22日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃借人の経営規模拡大のため。

番号1番について、議案書14ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書15ページには図面を添付しております。

議案第3号につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に関連して、番号1番を小山委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小山委員

番号1番について、議案書14ページの調査書のとおり、12月5日に調査しました。賃借人の経営規模拡大のため賃貸するもので問題はないと思います。

議案第1号でもあったとおり、前賃借人との合意解約があったため、地区内の農業者に意向を確認したところ、全員耕作しないということでしたので、こちらの地区で耕作している隣の地区の今回の賃貸人に規模拡大の意向はないか確認したところ、自宅から近ければ借りたい意向があり、自宅から耕作地の距離も近いことから賃貸することとなりました。

以上です。

議長

これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第4回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 1月25日(木)午後 1時30分